

大阪府東日本大震災私立学校等授業料等特別減免事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 府は、大阪府内に所在する私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、専修学校及び各種学校（以下「私立学校等」という。）に在学し、東日本大震災（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する災害で、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令（平成23年政令第127号）第2条第1項及び第2項に規定する区域での災害とする。以下同じ。）に起因する事情により、授業料等の納付が困難となった幼児児童生徒（府内に居所を有する者に限る。以下「生徒等」という。）の就学等を支援するため、予算の定めるところにより、私立学校等の設置者（以下「設置者」という。）に対し、大阪府東日本大震災私立学校等授業料等特別減免事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府高校生修学等支援基金条例（平成21年大阪府条例第83号）及び大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 被災者 次に掲げる者をいう。

- ア 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項に規定する特定被災地方公共団体及び同法第2条第3項に規定する特定被災区域において被災した者
- イ 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項に規定する警戒区域の住民
- ウ 原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定により設定された計画的避難区域又は緊急時避難準備区域から避難した住民
- エ 原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定により設定された屋内退避区域から避難した住民
- オ アからエに掲げる者のほか、これらに準ずる者として知事が認める者

(2) 家計支持者 次に掲げる者をいう。

- ア 生徒等の学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の8第2項の規定により親権を行う児童相談所長、同法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長又は生徒等が就学等に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる者を除く。）
- イ 生徒等が主としてアに掲げる者以外の者の収入により生計を維持している場合は当該者
- ウ ア及びイに掲げる者のほか、当該生徒等

- (3) 学則 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 3 条第 4 号（同規則第 187 条において準用する場合を含む。）に規定する学則
- (4) 授業料等 入学料（幼稚園にあっては入園料）その他私立学校等に入学（幼稚園にあっては入園）しようとするすべての生徒等が一律に納付すべき費用として、入学料に類する学則上規定のある納付金及び授業料（幼稚園にあっては保育料）、施設整備費、教育充実費その他当該私立学校等に在学するすべての生徒等が一律に納付すべき費用として、授業料に類する学則上規定のある納付金（PTA 会費等の設置者以外の者が管理する費用及び修学旅行積立金等の実費相当分に該当する費用を除く。）

（補助金の交付対象とする私立学校等）

第 3 条 補助金の交付の対象とする私立学校等（以下「対象校」という。）は、知事が所轄する私立学校等とし、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 学校教育法第 1 条に規定する幼稚園
- (2) 学校教育法第 1 条に規定する小学校、中学校及び中等教育学校の前期課程
- (3) 学校教育法第 1 条に規定する高等学校及び中等教育学校の後期課程
- (4) 学校教育法第 125 条第 1 項に規定する専修学校高等課程及び専門課程のうち、次のすべてに該当するもの
 - ア 職業に必要な技術の教授を目的とするもの
 - イ 修業年限が 1 年以上のもの
 - ウ 当該課程の授業が年 2 回を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確に定められているもの
- (5) 学校教育法第 125 条第 1 項に規定する専修学校一般課程及び同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校のうち、次のすべてに該当するもの
 - ア 職業に必要な技術等の教授を目的とするもの
 - イ 修業年限（修業年限 1 年以上の課程に他の修業年限 1 年以上の課程が継続する場合には、これらの課程の修業年限を通算した期間）が 2 年以上のもの
 - ウ 当該課程の授業が年 2 回を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確に定められているもの

（補助対象事業）

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業は、対象校に在学する生徒等の家計支持者が被災者となり、東日本大震災に起因する事情により、次の各号のいずれかに該当し、授業料等の納付が困難となった場合において、当該対象校の設置者が当該生徒等の授業料等を減額し、又は免除する事業（以下「補助対象事業」という。）とする。

- (1) 勤務先の会社等の経営状況の悪化に伴い、本人の意思によらず、当該会社等の一方的な意思によって失職した場合（本人の責めにより失職した場合を除く。）
- (2) 自営業の経営状況の悪化に伴い、やむを得ず当該事業を廃止したことによって失職した場合（転業を目的とする場合を除く。）
- (3) 収入が著しく減少した場合（当該年の収入が、知事が別に定める年の収入の 2 分の 1 以下であって、知事が別に定める基準額以下の場合に限る。）
- (4) 第 1 号又は第 2 号に準ずると知事が認める場合

（補助対象経費及び補助金の額）

第5条 補助金の対象となる経費は、別表に定める補助対象経費とし、補助金の額は、別表に定める補助率及び補助限度額により算定される額の範囲内とする

(授業料等特別減免の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする設置者は、その指定する期日までに、授業料等の減額又は免除を受けようとする生徒等（以下「申請者」という。）から、授業料等特別減免申請書（様式第1号）を提出させるものとする。

2 前項の授業料等特別減免申請書には、次に掲げる書類を添付させるものとする。ただし、申請者がこれらの書類を提出することが困難な場合であって、知事が特別の理由があると認めるときは、別に定めるところによるものとする。

(1) 第4条第1号、第2号及び第4号に該当する場合にあっては、家計支持者が被災者であることを証する書類、家計支持者及び生徒等の居所を確認できる書類その他知事が必要と認める書類

(2) 第4条第3号に該当する場合にあっては、前号に定める書類のほか、家計支持者の収入額を把握できる書類

(補助金の交付の申請)

第7条 規則第4条第1項の申請は、補助金交付申請書（様式第2号）により行うものとする。

2 前項の補助金交付申請書は、毎年度知事が指定する日までに提出しなければならない。

(補助金の交付の決定及び通知)

第8条 知事は、補助金の交付の申請があったときは、規則第5条の規定により補助金の交付の決定を行い、規則第7条の規定により補助金の交付を受けようとする設置者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第9条 規則第6条第2項の規定により附する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助金の交付を受けた設置者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし、補助事業に関するすべての関係書類とともに事業を完了した日又は廃止した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(2) 補助事業の執行状況に関しての調査又は報告を求められたときは、これに従わなければならない。

(交付の変更)

第10条 補助事業者は、第8条の交付決定の内容を変更しようとするときは、あらかじめ補助金変更交付申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を得なければならない。

2 知事は、前項の補助金変更交付申請書の提出があった場合は、速やかに当該申請書を審査し、変更の承認又は不承認の決定を行い、補助金の変更を承認するときは、補助金の変更の交付の決定を行い、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 11 条 知事は、補助事業の円滑な遂行及び効果の増進を図るため、規則第 5 条の規定による補助金交付決定額の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 前項の規定による補助金の交付を受けようとする設置者は、規則第 7 条の規定による通知を受けた日以後速やかに、補助金（概算払）交付請求書（様式第 4 号）を知事に提出しなければならない。

(補助事業の実施)

第 12 条 補助事業者は、速やかに補助事業を実施するものとする。

(実績報告)

第 13 条 規則第 12 条の規定による報告は、実績報告書（様式第 5 号）により補助事業の完了した日の翌日から起算して 30 日以内に、知事に提出することにより行われなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第 14 条 知事は、実績報告書の提出を受けたときは、規則第 13 条の規定により補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 15 条 知事は、規則第 13 条の規定による補助金の額の確定をした場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、規則第 16 条第 2 項の規定に基づき、返還を命ずるものとする。

(補助事業者の責務)

第 16 条 補助事業者は、補助事業を実施することにより知り得た個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する府の施策に協力する責務を有する。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成 24 年 2 月 29 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、平成 26 年 10 月 31 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。